

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業価値を継続的に高めていくために、「企業経営の透明性・健全性の向上」・「意思決定の迅速化」を重視し、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を確立していきたいと考えております。そのため当社は、経営上の意思決定、コンプライアンスの遵守状況、業務執行及び監督に係る経営管理状況、リスクの発生原因となる情報や状況の変化等の情報をグループ全体で共有化し、迅速かつ適正な経営体制を構築してまいります。また、取締役会の活性化及び監査等委員会の採用により、経営監視機能をさらに強化し、取締役会及び監査等委員会の株主に対するアカウンタビリティを確保します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
-----------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	16,706,000	56.78
北部通信工業株式会社	2,216,000	7.53
シグマトロン株式会社	1,339,000	4.55
コンピュータロン株式会社	1,016,000	3.45
三 木 敬 也	500,000	1.69
松 浦 行 子	471,000	1.60
アイレックス役員持株会	360,000	1.22
日本コンベヤ株式会社	200,000	0.67
日本証券金融株式会社	192,000	0.65
アイレックス社員持株会	170,461	0.57

支配株主（親会社を除く）の有無	———
親会社の有無 更新	TCSホールディングス株式会社（非上場）

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期 更新	3 月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

グループ各社との取引条件については、一般的な取引実勢に基づき、交渉の上決定しておりますので、少数株主の利益を害することはないと考えておりますが、今後も一般取引先との取引金額との比較を実施する等により、取引の妥当性を確認いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

1. 当社定款に定めのある事項

(1) 種類株式の発行

当社は、普通株式とは権利関係の異なる種類株式として、配当金及び残余財産の支払順位を定め、株主総会における議決権を有しないA種優先株式を発行しております。当該株式は取得条項株式、金銭を対価とする取得請求株式及び普通株式を対価とする取得請求株式です。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(3) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(4)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(5)当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(6)非業務執行取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低限度額とする旨を定款に定めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤重朗	他の会社の出身者											
榎 隆	他の会社の出身者			△								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤重朗	○	○	佐藤重朗氏は、株式会社セコニックホールディングスの執行役員であります。当社は、同氏は当社と大株主を同一とする株式会社セコニックホールディングスに在籍しており、当社は同社の株式を4,000株(議決権割合0.02%)保有しておりますが、その他の人的関係、取引関係その他特記すべき利害関係はありません。	佐藤重朗氏は、上場企業にて直接経営に関与された経験が豊富にあり、また財務に関する幅広い見識を持たれており、取締役の業務執行について厳正な適法性と妥当性に関する監査・監督を行い、社外取締役として貢献していただけるものと判断しております。
榎 隆	○		榎隆氏は、明治機械株式会社の取締役であります。当社は同社の株式を55,300株(議決権割合0.49%)保有しておりますが、その他の人的関係、取引関係その他特記すべき利害関係はありません。	榎隆氏は、上場企業の取締役等の経歴を持ち、経営及び環境事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役の業務執行について厳正な適法性と妥当性に関する監査・監督を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任1名及び必要に応じて他部門から内部監査担当者を選任して監査を実施しております。社長が承認した年間計画に基づき、組織体制の整備状況及び業務の執行状況を評価し、改善策を社長に直接提案することにより、経営に寄与することを目的とした活動をしております。

また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況及び運用状況の評価を行っております。

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と連携し、適時意見交換等を行い、監査情報および問題点を共有しながら、監査・監督の実行性を高めることとしております。監査等委員会は、監査等委員会規程を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築し、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に従った監査を実施いたします。監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、社内の各種会議（グループ経営会議等）への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、各取締役の業務執行状況を監視できるようにしております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して監査を受けております。会計監査人は、監査等委員会と必要な情報交換や意見交換を行い、連携して会計監査を実施し、監査終了時には、監査結果を監査等委員会に報告する体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当事業環境から判断し実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
---------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告及び有価証券報告書において取締役に支払った総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、平成27年6月23日に開催された定時株主総会で承認された限度額の範囲内で決定し、その具体的金額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会の開催にあたっては、必要な案件につきましては、取締役に對して、事前資料の配布及び事前説明を心がけております。また、業務執行状況に関する情報提供を行うことで、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役が8名、うち監査等委員である取締役は3名で構成されております（有価証券報告書提出日現在）。取締役会では、代表取締役社長が議長となり、定例で毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び意思決定を行うとともに、業務執行状況の報告など迅速に経営判断ができる体制をとっております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。今後、監査等委員会では、毎月定期的に開催し、取締役の業務執行の監査等について議論をまいります。監査等委員である取締役は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、独立した立場で取締役の業務執行を監督し、職務の適法性及び妥当性の観点から監査を行い、コーポレート・ガバナンスの健全性の維持・強化ができる体制を構築しております。

また、迅速且つ的確に経営状態や業務執行の状況を把握し、問題事項の早期解決等を行うため、業務を執行する担当取締役及び監査等委員である取締役と役職者で構成されたグループ経営会議を月1回開催しており、営業や財務を含めた所管業務の現況の報告、業務執行における重要課題を審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年6月23日開催の第73回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社が監査等委員会設置会社へ移行した主たる理由は、JASDAQ上場会社としての企業価値を高めるためには、企業倫理の重要性和経営の透明性及び健全性が最も重要な課題であることを認識し、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に深く関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。さらに、コーポレート・ガバナンスの一層の実効性を確保するとともに、すべてのステークホルダーに對して必要な情報開示を行うことで、公正で透明性の高い経営を実現することができるようになります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示に合わせてホームページ(http://www.airex.co.jp)にも適宜掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRのみに特化した部署はありませんが、管理本部長をIR担当役員とし、各部署が有機的に連携し、IR活動に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令及び東京証券取引所の有価証券情報規定等の内容を検討し、取締役会での審議を経て適時、情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社は、平成27年6月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部を改定することを決議いたしました。これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえたもので、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団(以下「当社グループ」という。)は、「アイレックスグループ行動規範解説書」を、コンプライアンスに関する行動規範とし、役員及び従業員全員の当社グループ社員全員に教育を実施し、企業倫理と遵法精神に基づく企業行動の徹底を図ります。

取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、当社グループの重要事項について、取締役会において、意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたります。また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたります。

監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役会の職務の執行について監査を行います。

当社は、コンプライアンス規程その他の関連規程に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、内部通報制度等の当社グループ全体におけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、その適切な運用・管理を実行します。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重要な影響を及ぼすリスクについて、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切に把握し、リスクに対して常に適切な処置を取ると共に、万一、リスクが顕在化した場合は、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を最高責任者とする対策本部を設置し、損害を最小限にとどめるための対策を実行することにより、適切な運用・管理を実行します。

(c) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定款及び取締役会規程その他の関連規程に基づき、取締役会において、重要事項の決定、グループ戦略及びグループ中期経営計画、年度予算計画策定等を決定することにより、具体的な経営目標を定め、その達成を図ります。

(d) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、議事録その他取締役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査等委員がこれを開覧できる体制を整備します。

(e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程その他の関連規程に基づき、コンプライアンス、リスク管理をはじめとする財務報告における内部統制基本方針を、当社グループ内で共有するとともに、グループ経営上の重要事項に関する報告・承認、グループ内部監査等を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保します。

(f) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員及び従業員は、当社の監査等委員会監査基準等の規程に従い、経営上の重要事項(会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。)を監査等委員会に報告します。

取締役は、監査等委員会の要請に基づき、監査の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、監査等委員会の補助にあたらせるものとし、監査等委員会事務局の担当者の選任については、あらかじめ監査等委員会の同意を要するものとします。

また、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役は、監査等委員会の要請に従い、全ての社内会議への参加権限を保証します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、法的対応も含め全社をあげて毅然とした態度で対応します。当社は、ビジネスパートナーとの取引基本契約に「反社会的勢力の排除」に関しての条項を追加しました。また、新規取引開始時に反社会的勢力ではないことの表明確約書の提出を求めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **適用**

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **適用**

当社の適時開示体制の概要は以下の通りです。

発生事実：

当社各部門（各社員）は発生した事実を速やかに情報開示担当部署に報告し、情報開示担当者は、当該報告を適時開示規則に基づき、当該情報の開示の要否を判断し、管理本部長へ報告します。

管理本部長は開示の要否の報告を社長にあげ、社長は、管理本部長に開示指示し、その後開示担当部署は管理本部長の指示のもと、適時開示を行います。

なお、発生事実については、投資家をはじめとしたステークホルダーに早急に開示する必要があるため、下記決定事実及び決算情報と異なる手続きとなっております。

決定事実：

開示担当部署が取締役会へ付議すべき議案として、決定事実を管理本部長へ報告し、管理本部長は会計原則、法律及び規則等を確認の上、社長へ報告します。

社長は取締役会を招集し、議案として付議し、取締役会へ承認を求め、承認後当該内容を情報取扱責任者である管理本部長へ開示指示し、情報開示担当部署は情報開示を行います。

決算情報：

経理部長は、決算書及び決算短信（期中において大幅な変動を起こす要因が発生した場合の業績予想修正案を含む）を作成し、管理本部長を経由して社長に報告します。

社長は、取締役会を招集し、取締役会に付議し、承認を求めます。承認を得た後、情報取扱責任者である管理本部長は情報開示担当部署に開示指示し、情報開示担当部署は情報開示を行います。なお、経理部長は、決算書、決算短信及び業績予想修正案については、監査等委員会及び監査法人の監査を受けます。

情報開示の業務フロー



